

別紙2 利益・管理運営費収支差額イメージ

< 利益・管理運営収支差額があらかじめ合意した上限額を超えた場合 >

収入		支出	
当初想定していた収入 (指定管理料+利用料金収入等)	実際の収入	運営費	} 当初合意した利益上限額
		管理費	
		管理費(本部経費)	
		消費税	
		利益・管理運営収支差額	
		超過で発生した収支差額	} 超過分は原則折半

< 利益・管理運営収支差額があらかじめ合意した上限額に達しない場合 >

収入		支出	
当初想定していた収入 (指定管理料+利用料金収入等)	実際の収入	運営費	} 当初合意した利益上限額
		管理費	
		管理費(本部経費)	
		消費税	
		利益・管理運営収支差額	
			} 実際に指定管理者が 得られる利益額

< 利益・管理運営収支差額がマイナスの場合 >

収入		支出		
当初想定していた収入 (指定管理料+利用料金収入等)	実際の収入	運営費	} 当初合意した利益上限額 (この場合は利益なし)	
		管理費		
		管理費(本部経費)		
		消費税		} 指定管理者の自己負担となる
		利益・管理運営収支差額		